

## 岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、市外の病児・病後児保育施設を利用した際の利用料に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病児・病後児保育 病気の回復期である児童又は病気の回復期に至らない児童を一時的に保育する事業をいう。
- (2) 病児・病後児保育施設 病児・病後児保育を実施する施設をいう。
- (3) 保育園等 保育園、幼稚園、認定こども園等及び小学校その他小学校に相当する教育機関をいう。
- (4) 児童 保育園等に通所する小学校3年生に相当するまでの者をいう。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、市長が別に定める市外の病児・病後児保育施設を利用する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住する児童で、病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合で、保育園等での集団生活が困難な者
- (2) 市内に居住する児童で、病気の回復期であることから保育園等での集団生活が困難な者
- (3) 前2号に規定する児童で、その保護者が疾病、入院、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情により、自宅において育児をされることが困難な者

### (補助金の範囲及び金額)

第4条 補助金の対象となる利用料の範囲は、市外の病児・病後児保育施設で実施される病児・病後児保育に係る利用料とする。ただし、当該利用料の全部又は一部について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費を支給される場合を除く。

- 2 補助金の額は、利用料の2分の1の額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、日額2,000円を限度とする。
- 3 補助する期間は、1回につき連続7日を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市外の病児・病後児保育施設を利用した月の翌月末日（ただし、3月にあっては当月末日）までに、岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 病児・病後児保育が行われたことを証する書面

(2) 病児・病後児保育に要した費用の領収書等

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により交付決定をしたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第5条関係)

岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

病児・病後児保育 を受けた児童	氏名	生年月日	年 月 日
在籍する保育園・幼稚園・小学校名等			
利用年月日	年 月 日 から 年 月 日まで 日間		
利用施設名			
利用料の総額	円		
補助金申請額	円		

岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

金融機関名	銀行 信用金庫 農協							本店 支店 出張所
預金の種類	預金種目	1. 普通		2. 当座				
	口座番号							
フリガナ 口座名義人								

様式第2（第6関係）

岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申請のありました岩倉市病児・病後児保育市外施設利用料補助金について、下記のとおり交付・不交付とします。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 児童氏名（生年月日）（ 年 月 日生）
- 3 利用施設名
- 4 利用年月日 年 月 日から 年 月 日
- 5 交付の場合は振込予定日 年 月 日
- 6 不交付の場合はその理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩倉市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩倉市を被告として（訴訟において岩倉市を代表する者は、岩倉市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、前項の審査請求をしたときは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。